

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年6月14日(平成28年(行個)諮問第100号)

答申日：平成28年11月10日(平成28年度(行個)答申第122号)

事件名：本人が特定日に特定地方法務局人権擁護課職員と面談を行った人権相談に係る相談記録等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定日に特定地方法務局人権擁護課職員と面談を行った人権相談に係る相談記録等一式」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月30日付け総(庶)第304号により特定地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、保有個人情報の開示をする旨の決定をするとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(略)

本題の理由

- ① 特定日A付けにて、保有個人情報の開示請求をする。
- ② 特定日B付け文書、特定文書番号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」が届く。(特定日C受取る)

上記のことについて、本人確認をおこなっても開示し、資料の申し出の実施もおこなってくれた。本人確認不備でも、開示してくれたのに、今回補正をしなかったことについても、すでに前例があるのだから、開示すべきだと思います。審査請求人がまちがっていますか、あるいは特定地方法務局長がまちがっていますか。

(略)

なお、参考までに、本人確認をおこなって審査請求人に開示を行った関係についての文書等を添付(略)します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、審査請求人が特定日に特定地方法務局人権擁護課職員と面談を行った人権相談に係る相談記録一式である。

処分庁は、下記4の理由により、平成28年3月30日、保有個人情報の不開示決定をし、同日付け総（庶）第304号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権相談」について

人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするものであり、法務局・地方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や市町村役場、公民館などに随時相談窓口を開設する特設相談所などにおいて、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じている。

法務局職員及び人権擁護委員は、人権相談に当たり、相談者を含め関係者の秘密を守り、その名誉を害することのないよう努めなければならない。また、人権相談を取り扱ったときは、人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

4 不開示を行った理由について

審査請求人が郵送により開示請求書を提出した際に、法13条2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）を提出しなかった。

また、相当の期間を定め、本人確認書類を提出するよう補正を求めたにも関わらず、補正に応じなかった。

以上のことから、開示請求に形式上の不備があるとして原処分を行った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月4日 | 審議 |
| ④ 同年11月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が特定日に特定地方法務局人権

擁護課職員と面談を行った人権相談に係る相談記録等一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件開示請求に本人確認書類が提示又は提出されていない形式上の不備があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったとして、本件対象保有個人情報を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は原処分維持が適当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本人確認書類について

ア 法に基づく開示請求については、法13条2項において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないと定められており、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）11条1項によれば、開示請求を行う場合には、次の（ア）又はやむを得ない理由により（ア）に掲げる書類を提示し、若しくは提出することができない場合にあっては（イ）のいずれかを提示し、又は提出しなければならないとされている。

（ア）開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、（中略）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの（令11条1項1号）

（イ）当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類（同項2号）

イ また、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、上記ア（ア）又は（イ）の書類のいずれかを複写機により複写したものに加えて、その者の住民票の写し等を行政機関の長に提出すれば足りる（令11条2項）こととされている。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求は郵送により行われたものであるが、審査請求人は、送付により開示請求をする場合に必要とされる書類である上記ア（ア）又は（イ）の書類のいずれかを複写機により複写したものと住民票の写し等を提出していないとのことであり、このことは、審査請求書の審査請求人自身の記載からもうかがうことができることから、本件開示請求については、本人確認書類が提出されていないと認められる。

(2) 補正について

- ア 諮問庁は、処分庁は審査請求人に対し、相当の期間を定めて、上記の本人確認書類の提出につき補正を求めたが、補正されなかったと説明しており、また、本件の不開示決定通知書を確認したところ、「開示をしないこととした理由」欄に、平成28年2月18日付け総（庶）第126号及び同年3月4日付け総（庶）第209号の各文書によって補正を求めた旨の記載が認められる。
- イ そこで、当該各求補正書について、諮問庁から提示を受け当審査会において確認したところ、いずれも「保有個人情報開示請求書の補正について（通知）」との標題の審査請求人を名宛人とする文書であり、本件開示請求について、本人確認書類が提示又は提出されていない不備が認められる旨及び補正期限までに本人確認書類の送付を求める旨が記載されていると認められる。また、その補正期限として、平成28年2月18日付けの文書には同月29日までと、同年3月4日付けの文書には同月14日までとの記載がされている上、いずれの文書にも、補正期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、開示しない旨の決定を行うことが記載されていると認められる。
- ウ そうすると、処分庁は、本件開示請求（平成28年2月16日受付）から2日後及び更にその15日後の2回にわたり、補正期間をそれぞれ文書発送後11日間及び10日間とする求補正書を送付することにより、審査請求人に補正を求めており、それによっても審査請求人が補正に応じなかったため、2回目の求補正に係る補正期間の経過後の同年3月30日に原処分を行ったものと認められるところ、その求補正の内容や補正期間については、法13条3項の規定の趣旨に照らして、不適切とは認められない。
- エ したがって、処分庁が、審査請求人に対し、本人確認書類の提出につき相当の期間を定めて補正を求めたところ、審査請求人が当該補正に応じなかったことにより、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示としたことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、処分庁に対する法に基づく過去の開示請求において、本人確認をされないまま、保有個人情報の開示を受けたことがある旨主張しており、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該過去の開示請求の際に、審査請求人本人が行った法に基づく別件の開示請求につき部分開示決定を受けた旨を処分庁に話していたところ、処分庁においては、その事実は当該決定を受けた本人しか知り得ないと思

われたことから、改めて本人確認書類の提示又は提出を求めなかったとのことであった。

法に基づく開示請求をする者は、開示請求に当たって、上記2（1）ア又はイのとおり、法によって本人確認書類の提示又は提出が義務付けられているところ、それを求めないまま開示請求を受け付けて、処理したことは、適切ではないというべきであって、遺憾というほかはなく、処分庁においては、法に基づく開示請求を受けた場合、法令にのっとってその手続等を行うべきものであるが、上記のような遺憾な取扱いがあったことによって、当審査会の上記判断が左右されるものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、処分庁が、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、相当の期間を定めて補正を求めたところ、審査請求人である開示請求者が当該補正に応じなかったことにより、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史